

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第103号-続報⑥

今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報⑥」

情報通信 103号の続報です。よくある質問が更新されました。(11/26更新)

【レジデンストラックについて】

Q1 政府の要請により14日間待機となる場合は、在留期間も14日間延長されるのか。

A1 当該14日間の待機により、付与された在留期間内で技能実習計画に定める目標を達成することが困難となった場合、地方出入国在留管理官署に個別に御相談ください。

Q2 14日間の自宅等待機期間中は、1人一部屋を確保する必要があるのか。

A2 レジデンストラックのスキームにおいては、個室、バス、トイレの個室管理等ができる施設を確保してください（1人一部屋を確保し、個室の外のキッチンなどの共用スペースは利用しないでください）。詳しくは、以下のURLのQ&A6を参照願います。厚生労働省新型コロナウイルスに関するQ&A（水際対策の抜本的強化）：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

Q3 14日間の自宅等待機期間中に、入国後講習を実施してよいか。

A3 「技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00158.html）のQ7-1の回答のとおり、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間、音声と映像を伴うテレビ会議など、講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法により実施することも可能としています（このような方法で入国後講習を行う場合であっても、実施方法や実施した事実が客観的に確認できるよう、適切に記録を行うことが必要です。）ので、入国後14日間の自宅等待機期間中においても、同様の方法で入国後講習を行うことが可能です。

Q4 入国前に必要な新型コロナウイルス感染症の検査にかかる費用や、民間医療保険加入の費用、入国後の移動、14日間の待機期間中の食費等及び宿泊施設の確保に必要な費用は誰が負担すべきか。技能実習生に負担させることは可能か。また監理団体が負担した場合には、当該費用を監理費として、監理団体は実習実施者から徴収することはできるか。

A4 今般の「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」で必要となる従来の水際措置（※1）及び追加的な防疫措置（※2）については、受入企業・団体側がその実施を確保するために必要な措置をとることが求められており、その費用負担は、受入企業・団体又は入国者が負担することとされています。（ベトナム等の9か国・地域については入国拒否対象地域の指定が解除されたことに伴い、11月1日以降に、当該国・地域から本邦に入国する場合、入国前の新型コロナウイルス感染症の検査証明取得および空港での新型コロナウイルス感染症の検査は原則不要となりました（ビジネストラック利用者については、入国前の検査証明取得は必要であるためご注意ください）。詳細は外務省ホームページで確認してください。https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008919.html）技能実習法では、実習実施者には、技能実習を行わせる者としての責任のほか、技能実習生を雇用する者及び技能実習生の生活を支援する者としての責任があることを踏まえ、実習実施者が負担することが望ましく、技能実習生本人に負担させるべきではありません。団体監理型の場合は、監理団体が当該費用を負担した場合には、監理費のうち「その他諸経費」（技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。））として、実習実施者から徴収することができますが、監理団体が当該費用を実習実施者から監理費として徴収する場合には、技能実習生本人に直接又は間接に当該費用を負担させることは技能実習法上禁止されていることにご留意ください。なお、民間医療保険については、入国した日から日本の公的医療保険制度に加入ができる場合には加入不要です（この場合誓約違反とはなりません）が、たとえ1日でも未加入の日が生じる場合、その期間は民間の医療保険に加入する必要があります。（※1）空港での検査、14日間の公共交通機関不使用及び自宅等（検疫所長が指定する場所）待機（※2）出国前72時間以内の検査証明の取得等（詳細は外務省ホームページをご覧ください。）（注）本邦への入国時、空港での新型コロナウイルス感染症の検査対象となる場合（入国拒否対象国・地域からの渡航者）の検査は国が行うため、これに係わる費用負担は生じません。

Q5 技能実習生が機内で記載する質問票に記載すべき責任者の連絡先は、監理団体又は実習実施者のいずれを記載すればよいか。

A5 監理団体又は実習実施者のいずれでも差し支えありませんが、実際に技能実習生の健康フォローアップが可能な方について記載をお願いいたします。

Q6 空港から自宅等待機場所までの移動手段は、複数人が同乗するマイクロバス等でもよいか。運転手などはその後自宅待機が必要か。

A6 マイクロバス等を利用する場合、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用、消毒の徹底等の必要な感染防止対策を講じてください。必要な感染防止対策を講じた場合は、運転手や付き添いの方については、必ずしも自宅待機が必要ではありません。※以下のURLのよくあるご質問から引用しています。経済産業省新型コロナウイルス感染症関連（国際的な人の往来再開の段階的措置が決定されました・よくある質問）：<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

Q7 レジデンストラックの枠組みを利用して入国する場合、入国時に空港の検疫・入管で、LINE アプリ、接触確認アプリ、地図アプリ等の導入・設定等を確認することだが、技能実習生にスマートフォンを貸与する場合、技能実習生の出国までに日本から現地に貸与するスマートフォンを郵送しなければならないのか。

A7 監理団体又は実習実施者において、技能実習生にスマートフォンを貸与する場合は、制限区域出場後の出迎えポイントで手交頂くことも可能です。その場合、空港での検疫及び入国審査における確認の際には、入国後に監理団体・実習実施者から受け取り、アプリをインストールする予定である旨ご説明ください。なお、必要なアプリのうち、LINE アプリについては、上記A5のとおり、監理団体又は実習実施者の責任者において、入国する技能実習生全員分を代行して対応願います。なお、入国前14日以内に入国拒否の対象地域での滞在歴がない場合は、LINE アプリを通じた健康フォローアップは原則行われませんが、入国者本人による自身の健康観察が推奨されます。また、詳しくは、以下のURLのよくあるご質問を参照願います。経済産業省新型コロナウイルス感染症関連（国際的な人の往来再開の段階的措置が決定されました・よくある質問）：<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

【ビジネストラックについて】

Q1 技能実習生は、レジデンストラック又はビジネストラックのどちらを利用できるのか。

A1 国によっては、どちらも利用可能とされていますが、ビジネストラックは運用を開始している国に限られており、手続等も異なります。11月17日時点ではシンガポール、韓国、ベトナムの3か国との間で運用を開始していますが、最新の状況は外務省ホームページでご確認ください。https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002004.html
また、実際に利用可能かどうかのご相談は、在外公館におたずねください。

Q2 レジデンストラックと異なり、入国後14日間の自宅待機は不要であり、1人一部屋を確保する必要はないのか。

A2 ビジネストラックは「本邦活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）スキームであり（注）、自宅待機が不要になるわけではありません。（注）自宅等と勤務先の往復等の限定した形で、公共交通機関不使用、不特定の人が入り出りする場所への外出は回避ください。ビジネストラックにおいても、入国後14日間の宿泊場所は、個室、バス、トイレの個室管理等ができる施設を確保してください（1人一部屋を確保し、個室の外のキッチンなどの共用スペースは利用しないでください）。ビジネストラックの場合は、査証等申請時に提出する「本邦活動計画書」に宿泊先を記載いただきます。詳しくは、以下のURLのQ&A6を参照願います。厚生労働省新型コロナウイルスに関するQ&A（水際対策の抜本的強化）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

Q3 第1号技能実習生に対する入国後講習について、集団で行うことは可能か。

A3 ビジネストラックを利用して入国した場合であっても、入国後14日間は、個室を用いるなど、必要最小限の関係者以外に、不特定の者との接触を行ってはならないため、同じ空間に多数が集まって行う講習は実施することができません。なお、「技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について」

（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00158.html）のQ7-1の回答のとおり、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間、音声と映像を伴うテレビ会議など、講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法により実施することも可能としています（このような方法で入国後講習を行う場合であっても、実施方法や実施した事実が客観的に確認できるよう、適切に記録を行うことが必要です。）ので、入国後14日間の自宅待機期間中においても、同様の方法で入国後講習を行うことが可能です。

Q4 入国前に必要な新型コロナウイルス感染症の検査にかかる費用や、民間医療保険加入の費用、入国後の移動、1人一部屋の確保に必要な費用は誰が負担すべきか。技能実習生に負担させることは可能か。また監理団体が負担した場合には、当該費用を監理費として、監理団体は実習実施者から徴収することはできるか。

A4 今般の「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」で必要となる従来の水際措置（※1）及び追加的な防疫措置（※2）については、受入企業・団体側がその実施を確保するために必要な措置をとることが求められており、その費用負担は、受入企業・団体又は入国者が負担することとされています。技能実習法では、実習実施者には、技能実習を行わせる者としての責任のほか、技能実習生を雇用する者及び技能実習生の生活を支援する者としての責任があることを踏まえ、実習実施者が負担することが望ましく、技能実習生本人に負担させるべきではありません。団体監理型の場合は、監理団体が当該費用を負担した場合には、監理費のうち「その他諸経費」（技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。））として、実習実施者から徴収することができますが、監理団体が当該費用を実習実施者から監理費として徴収する場合には、技能実習生本人に直接又は間接に当該費用を負担させることは技能実習法上禁止されていることにご留意ください。なお、民間医療保険については、入国した日から日本の公的医療保険制度に加入ができる場合には加入不要です（この場合誓約違反とはなりません）が、たとえ1日でも未加入の日が生じる場合、その期間は民間の医療保険に加入する必要があります。

（※1）14日間の公共交通機関不使用及び自宅等（検疫所長が指定する場所）待機

（※2）出国前72時間以内の検査証明の取得等（詳細は外務省ホームページをご覧ください。）（注）入国拒否対象国・地域以外から入国する場合は、空港での新型コロナウイルス感染症の検査は原則不要となりました。

Q5 技能実習生が機内で記載する質問票に記載すべき責任者の連絡先は、監理団体又は実習実施者のいずれを記載すればよいか。

A5 監理団体又は実習実施者のいずれでも差し支えありませんが、実際に技能実習生の健康フォローアップが可能な方について記載をお願いいたします。

Q6 空港から自宅待機場所までの移動手段は、複数人が同乗するマイクロバス等で もよいか。運転手などはその後自宅待機が必要か。

A6 マイクロバス等を利用する場合、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用、消毒の徹底等の必要な感染防止対策を講じてください。必要な感染防止対策を講じた場合は、運転手や付き添いの方については、必ずしも自宅待機が必要ではありません。 ※ 以下のURLのよくあるご質問から引用しています。経済産業省新型コロナウイルス感染症関連（国際的な人の往来再開の段階的措置が決定されました・よくある質問）：<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

Q7 ビジネストラックの枠組みを利用して入国する場合、入国時に空港の検疫・入管 で、LINE アプリ、接触確認アプリ、地図アプリ等の導入・設定等を確認することだが、技能実習生にスマートフォンを貸与する場合、技能実習生の出国までに日本から現地に貸与するスマートフォンを郵送しなければならないのか。

A7 監理団体又は実習実施者において、技能実習生にスマートフォンを貸与する場合は、制限区域出場後の出迎えポイントで手交頂くことも可能です。その場合、空港での検疫及び入国審査における確認の際には、入国後に監理団体・実習実施者から受け取り、アプリをインストールする予定である旨ご説明ください。なお、必要なアプリのうち、LINE アプリについては、上記A5のとおり、監理団体又は実習実施者の責任者において、入国する技能実習生全員分を代行して対応いたします。なお、入国拒否対象地域に指定されていない国・地域からの入国の場合は、LINEアプリを通じた健康フォローアップは原則行われませんが、受入企業・団体による健康観察が誓約事項となっています。また、詳しくは、以下のURLのよくあるご質問を参照願います。経済産業省新型コロナウイルス感染症関連（国際的な人の往来再開の段階的措置が決定されました・よくある質問）：<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

【補足①】 レジデンストラックについての Q4 の補足です。

感染症危険情報がレベル3→2に引き下げられた中国・ベトナム・タイなど9か国については、11月1日から水際対策措置等手続きが変更されています。（外務省HPより）

感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部での公表等により入国拒否対象地域の指定が解除された9か国・地域については、11月1日以降に本邦に帰国・入国する際の水際措置が以下のとおり変更されますので御注意ください。

(1) 当該地域からの帰国・入国の際、国籍にかかわらず、これまで必要であった本邦入国時の新型コロナウイルス感染症の検査が原則不要となります。(2) 外国人の新規入国及び再入国の場合、出国前72時間以内に受けた新型コロナウイルス感染症の検査証明を入国時に提出することが原則不要となります(ビジネストラック及び日本在住ビジネスパーソンの短期出張スキーム利用者を除く。)(3) 現在既にビジネストラックが運用されている韓国、シンガポールからビジネストラックにより、本邦に帰国・入国する際の手続きも変更されます。

・原則、全てのビジネストラック利用者は、出発国において、出国前72時間以内に新型コロナウイルス感染症の検査を受け、医療機関から「陰性」であることを証明する検査証明を取得し、本邦入国時に、ビジネストラック誓約書と併せて、検疫官に提出する必要があります。ただし、日本居住者であって渡航先での滞在期間が7日以内の方については、当該検査証明の取得に代えて、本邦帰国後に医療機関等で検査(自費)を受けることが認められます。(医師による「陰性」の判定を得るまでは自宅等で待機することが必要です。)

・本邦入国時の空港での新型コロナウイルス感染症の検査は原則不要となります。(注)10月31日以前に日本を出国し、韓国、シンガポールに渡航し、現地滞在期間14日間以内でビジネストラックにより本邦に帰国される方については、やむを得ず、出国前の検査証明を取得できなかった場合には、11月14日までの間、当該検査証明の提出に代えて、空港での新型コロナウイルス感染症の検査を受けていただくこととなります。

【補足②】 ビジネストラックについての Q1 の補足です。

ビジネストラックはシンガポール(9/18開始)、韓国(10/8開始)ベトナム(11/1開始)、中国(11/30開始)が現在の状況です。